

答申(個)第18号

平成26年(2014年)2月10日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 常本照樹

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成25年10月22日付け札中央保一第964号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った個人情報一部開示決定処分(平成25年6月28日付け札中央保一第482号)に対する異議申立て

諮問(個)第20号

## 答 申

**第1 審査会の結論**

異議申立人の通院移送費（タクシー）の一時扶助に関する一切の文書の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原決定」という。）は妥当である。

**第2 異議申立てに至る経緯**

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

**1 個人情報の開示請求**

異議申立人は、平成25年5月15日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、本件請求を行った。

**2 一部開示決定**

諮問庁は、平成25年5月27日付け札中央保一第344号により、本件請求に対する決定期間の延長を通知した。

同年6月28日、諮問庁は、本件請求に対し、一部の文書を紛失していることから、本件請求に係る個人情報が記載された公文書のうち、当該文書を除いた文書を対象として特定し、条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由として原決定を行い、同日付け札中央保一第482号により異議申立人に通知した。

**3 異議申立て**

異議申立人は、原決定を不服として、同年8月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

**第3 異議申立人の主張要旨****1 異議申立ての趣旨**

原決定を取り消し、その全てを開示するとの決定を求める。

**2 異議申立ての理由**

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一部の文書を紛失したという事実はないため、紛失したことを理由に当該文書が存在しないとした原決定は、違法である。
- (2) 文書の一部を非開示とする正当な理由はないから、原決定は、違法である。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、次の情報である。

- (1) 諮問庁が紛失した、平成20年12月から平成21年7月までの次の情報（以下「本件紛失情報」という。）

ア タクシー移送費計算書、保護変更申請書（傷病届）及びタクシー料金に係る領収証

イ ○○医院宛て生活保護受給者の病状等についての照会に対する回答書

ウ 保護（変更）申請却下通知書（一時扶助）の案

- (2) 原決定において諮問庁が非開示とした、次の情報

ア フェイスシート（平成21年1月22日付け審査請求及び平成22年2月21日付け審査請求に係る個人情報（以下「審査請求関係情報」という。）に含まれるもの）のうち、扶養義務者の住所、家族数及び備考（TEL）の情報の部分（以下「本件非開示情報1」という。）

イ 保護決定調書（審査請求関係情報に含まれるものも含む。）及び保護台帳（表紙）（審査請求関係情報に含まれるもの）のうち、ケース格付の部分（以下「本件非開示情報2」という。）

ウ ケース記録（平成20年12月3日、平成21年1月14日、同年6月10日、同年7月2日、同月28日。審査請求関係情報に含まれるものも含む。）のうち、生活保護事務に係る評価・所見に関する記載の部分（以下「本件非開示情報3」という。）

エ ケース記録（平成21年1月16日。審査請求関係情報に含まれるものも含む。）のうち、生活保護事務に係る調査に関する記載の部分（以下「本件非開示情報4」という。）

## 2 原決定で非開示とした理由

### (1) 本件紛失情報について

本件紛失情報に係る公文書については、保存年限内であるが、当該公文書を紛失していることが判明したため。

### (2) 本件非開示情報1について

異議申立人以外の特定の個人を識別できる情報であり、条例第16条第3号に該当するため。

### (3) 本件非開示情報2及び3について

単なる客観的事実にとどまらず、異議申立人に係る人物評価、問題指摘及び所見に関する情報であり、これらを開示することにより、異議申立人本人との信頼関係が損なわれ、今後の十分な指導、援助等が困難となるおそれがあり、ひいては異議申立人に対する適正な評価、指導、相談等の業務が制約され、今後の生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第16条第7号ウに該当するため。

### (4) 本件非開示情報4について

生活保護事務において異議申立人に対する指導及び相談を行う上で必要な情報であって調査により得られたものであり、これを開示することにより、生活保護事務の実施上必要な調査の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、その結果、今後の本市における生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第16条第7号ウに該当するため。

## 3 原決定を維持する理由

(1) 本件紛失情報に係る公文書が存在しないことは事実であるため、開示することは不可能である。

(2) 上記2のとおり、原決定は、条例第16条の規定に基づき、又は公文書が存在しないことを理由に一部非開示としたものであり、正当な理由がある。

## 4 本件紛失情報について

(1) 本件請求を受け、対象となった個人情報に記載された公文書を確認したところ、一部紛失していることが判明した。

(2) 所在不明が明らかになった後、速やかに生活保護担当課（保護一・二・三課）全職員の机、キャビネット、書棚、保健福祉部の書庫等の検索を行った。併せて以前

の担当者に対し、文書の管理状況の聞き取りを行った。検索は上記の箇所について生活保護担当課全職員を動員し、複数回、徹底して行ったが、発見に至らなかった。

- (3) 本来保存すべき当該公文書について、保存期間（5年）を確認せずに廃棄したことが考えられる。

## 第5 審査会の判断

### 1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る決定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、上記第4の1に記載した情報であると認められる。

### 3 本件紛失情報について

諮問庁の説明によると、本件紛失情報は、保存期間を5年としており、本件請求時点では本来保有しているべきものとのことである。また、異議申立人が平成22年に提起した生活保護法に基づく処分に係る審査請求の審理に使用したとのことであり、平成22年の時点では保有していたものと認められるが、本件請求時点においては、所在が確認できなかったとのことである。

諮問庁は、複数回にわたる徹底した調査を行ったが本件紛失情報を発見できず、紛失の原因としては保存期間を確認せずに廃棄したことが考えられると主張している。この間の事情について、諮問庁の説明を縷々聴取したが、その説明に不合理な点があるとまでは認められないことから、審査会としては、本件請求時点において、本件紛失情報は不存在であったものと判断せざるをえない。

したがって、原決定における対象文書の特定は、結果として妥当である。

#### 4 条例第16条第3号の該当性について

(1) 本号は、開示請求者である異議申立人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別することができるものについては、ただし書ア、イ又はウに掲げる情報を除き、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) 本件非開示情報1は、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、異議申立人が当然知り得ているものではないため、非開示の例外を定めている本号アには該当せず、本号イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、これらの情報が本号に該当するとして非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

#### 5 条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

(2) ケース格付について

本件非開示情報2は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものかどうかについては、ケース格付は、そもそも被保護者に対して保護を実施する上で決定される援助方針等に基づいた一定の評価であることから、これを開示すると異議申立人にケース格付に対する意見の相違に基づく誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

(3) 評価・所見にかかわる記載部分について

本件非開示情報3は、生活保護事務において異議申立人と面接した担当者による異議申立人の評価、担当者の所見を記載したものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの部分を開示すると、異議申立人に誤解又は予断を与えるおそれがあり、諮問庁と異議申立人との信頼関係が損なわれ、ひいては諮問庁による適切な指導、援助等が困難となるおそれがあると認められる。さらに、開示することが前提となると、今後担当者が被保護者に対する評価・所見等についてありのままに記載することをためらい、その結果、各記録が形骸化するおそれもある。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

(4) 調査にかかわる記載部分について

本件非開示情報4は、生活保護事務において異議申立人に対する指導及び相談を行う上で必要な情報であって、調査により得られたものであることから、本号ウに規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

また、これらの情報は、守秘義務を前提とした信頼関係に基づき関係機関から任意で提供されたものであり、開示を前提としていない。このため、これらの情報を開示することにより、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後その理解と協力が得られなくなるおそれがあり、今後の生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じると考えられる。

したがって、これらの情報については、開示することにより、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、本号ウに該当し、非開示が妥当である。

## 6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 付記

諮問庁は、条例第11条第1項第2号の規定により、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止するために必要な措置を講じなければならないとされているところ、個人情報記録されている公文書を紛失したことは、自己に関する個人情報の開

示、訂正及び利用停止を請求する権利の行使を不可能とするのみならず、個人情報保護制度に対する市民の信頼を失墜させることとなり、誠に遺憾である。

諮問庁においては、今後、このようなことがないように、有効な再発防止のための方策を講じることを、強く要請するものである。

## 第6 審査経過

審査経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                     | 審 査 経 過                                 |
|---------------------------|---|
| 平成25年10月23日               | 諮問書及び諮問庁の一部開示決定理由説明書を受理                 |
| 平成25年10月31日               | 異議申立人に諮問庁の一部開示決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請 |
| 平成25年12月26日<br>(第125回審査会) | 審議(事案の経過・概要等)                           |
| 平成26年1月17日<br>(第126回審査会)  | 諮問庁からの事情聴取                              |
| 平成26年1月24日<br>(第127回審査会)  | 審議                                      |
| 平成26年2月10日                | 答申                                      |